

お知らせ

土佐市立地適正化計画の策定について

早春の候、会員の皆様におかれましては、益々ご清祥のことと存じます。

このほど、土佐市では進行する人口減少・少子高齢化に対応したコンパクトなまちづくりを進めるため「土佐市立地適正化計画」が策定されます。

この計画では、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を誘導する都市機能誘導区域と居住を誘導する居住誘導区域が定められ、都市機能誘導区域については、平成29年4月1日から運用が開始されます。

立地適正化計画の策定（今回は都市機能誘導区域のみ。居住誘導区域については、平成29年度以降検討予定。）以降は、都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為、誘導施設を有する建築物を新築する場合及び建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合については届出が必要になります。

誘導施設

病院・診療所・通所型障害者福祉施設・子育て支援センター・大学・専門学校・スーパーマーケット・銀行・図書館・公民館・地域交流センター

土佐市立地適正化計画

[PDF](#) 都市再生特別措置法に基づく届出のしおり

[PDF](#) チラシ

詳しくは、上記「都市再生特別措置法に基づく届出のしおり」と「チラシ」をご覧ください。土佐市都市環境課までお問い合わせください。

土佐市都市環境課

高知県土佐市高岡町甲 2017-1

電話 : 088-852-7689

FAX : 088-852-7671

メール : tokei@city.tosa.lg.jp